

# 一七七〇年代フランス・モープー期の「ガゼット」 改革をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森原, 隆, Morihara, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/965">http://hdl.handle.net/2297/965</a>

## 一七七〇年代フランス・モープー期の『ガゼット』改革をめぐつて

森原 隆

### はじめに

一七七〇年二月二四日、五〇年代末からフランスの政治的実権を掌中におさめてきた外務大臣（陸軍相・海軍相等を兼務）シヨワズール Choiseul が失脚した。六〇年代のいわゆる「ブルターニュ」事件などを経て高等法院との対立を深めていた国王ルイ一五世が、高等法院に人脈を持ち好意的であったシヨワズールを罷免したのである。これに代わって台頭したのが、大法官モープー Maupéou、財務総監テレー Terrey、外務大臣デギヨン D'Aiguillon らによるいわゆる「三頭政治」Triumvirat であった。一七七一年二月二三日に始まる一連の司法改革は、王権の高等法院に対する徹底的な攻撃となり、「モープーのクーデター」Coup d'État de Maupéou とも呼ばれる一種の専制主義的体制が、モープーの失脚する七四年まで敷かれることになったのである<sup>(1)</sup>。

本稿は、このモープー期におけるフランスの代表的な新聞『ガゼット・ド・フランス』Gazette de France の状況を、王権及び外国紙などとの関わりでみようとすものである。すでに『ガゼット』は、

一七六一年八月に最初の「レジュー Régie 期」いわば国家管理期を迎え、シヨワズールの指導によって外務省の直接的な編集・管理の下に置かれたが、前稿において明らかかなように、この改革は必ずしも充分な成果を挙げることができなかった。また、六八年からは「請負契約」Ferm によってアルノー Arnaud、シユアール Suard という著名な文人たちに『ガゼット』の編集と管理が委託されたが、これもさしたる効果はなく、『ガゼット』は六〇年代の後半に三万三〇〇〇リーヴルの赤字を抱えるなど経営危機に瀕していたのである<sup>(2)</sup>。モープー期、再び『ガゼット』に一連の改革が実行されることになる。『ガゼット』は、二度目のレジュー期となり、モープーによって任命されたマラン Marin という人物を中心にモープーの政策に沿うかたちで新たな管理・運営がなされるのである。本稿はもとより、モープーの政策とその性格を検討しようとするものではない。モープーの高等法院改革などについては、すでに詳細な研究がわがくにおいてもなされているので、本稿ではむしろその改革の一環として行なわれながら、これまでほとんど言及されてこなかったこの時期の『ガゼット』改革や新聞・雑誌などのプレス対策に焦点をあてる<sup>(3)</sup>。

近年J・ハーバーマスやK・M・ベーカーなどの議論の影響を受けて、近世フランス史研究に「公共性」や「世論」などの観点が導入されつつあるが、王権の情報対策やジャーナリズムの形成という点においても、モープー期は重要な意味をもっていると考えられるのである<sup>(4)</sup>。なお本稿ではこれらの点を考慮しながら、史料として、フランス外務省文書室所蔵の外交文書、マザラン図書館・国立図書館等所蔵の定期刊行物コレクション等を利用し、近年の研究文献に依拠しながら分析を試みたいと思う<sup>(5)</sup>。

### 一 モープー期のプレス対策

一七七一年一月三十一日、フランスの宮内大臣ラ・ヴリリエール<sup>(6)</sup> *Villière* から、オランダのハーグ駐在の大使に向けて、一通の書状が送られた。オランダで刊行されているフランス語新聞『ライデン・ガゼット』*Gazette de Leyde* がフランス国内に流布し、由々しき悪影響を及ぼしているとの内容の苦情である。『ライデン・ガゼット』は「フランス王国内の行政について軽率な奔放さ以上の態度をとって」書き連ねており、もはや我慢ならないというのである<sup>(6)</sup>。

「この軽率さが自由の乱用に墮すことが予見されるので、貴殿はこの定期刊行物の著者へ、行政についての記事の中で節度を持つよう真剣に警告する必要がある。フランスについては礼儀正しく、分別をわきまえ、パリの通信員の選択に細心の注意を払うこと。通信員の失策は出版者が読者にその責めを負うのである。とくに情熱や害意によってつくりだされたあらゆる形式の個性や感想を彼らの仕

事から排除すること。」

書状を受け取った大使書記のデュプラ *Duprat* は本国からの攻撃の激しさに驚き、すぐにライデン在住の同誌の編集者であるエチエンヌ・リユーザック *Enne Lusac* にこれを送りつけた。そこでリユーザックはこのようなヴリリエールの非難に当惑し悩みながらも、自分のジャーナリストとしての活動を正当化しつつこの批判に反論することになる<sup>(7)</sup>。

ところで、フランスの国王政府からなぜ外国であるオランダの一新聞にこのような苦情が寄せられたのであろうか、また寄せることができたのであろうか。リユーザックの反論に触れる前に、ここでは当時のフランスにおける外国紙をめぐる状況と、その中で『ライデン・ガゼット』の占める位置についてあらかじめ触れておかねばならない<sup>(8)</sup>。

『ライデン・ガゼット』はのちにトーマス・ジェファーソンから「ヨーロッパで最良の、読むに値する新聞である」と評され、またルイ一六世が尊重し読んでいた唯一の外国紙であったといわれるなど、一八世紀後期を代表するフランス語新聞として確固たる地位を保有していた新聞である<sup>(9)</sup>。周知のように、オランダやベルギーで発行されたフランス語の新聞・雑誌の起源の多くは、フランスの「ナント勅令の廃止（一六八五年）などを契機に亡命してきたユグノーが、反カトリック、反ブルボン王権のプロパガンダ活動の一環として刊行したものであった。『ライデン・ガゼット』も、そのうちの一つとして、一六七七年にJ・A・ドゥ・ラ・フォン *de La Font* というユグノーによって創刊された新聞を前身にもっている<sup>(10)</sup>。

この新聞は七九年までに『さまざまな場所の臨時ニュース』*Nouvelles extraordinaires de Divers Endroits* というタイトルをもつようになり、一般的には刊行地の名前をとって『ライデン・ガゼット』と呼ばれるようになった。週二刊、四ページ刷りの『ライデン・ガゼット』は、フランスからの亡命ユグノーを主な読者として偽作、海賊版も出回るほど一六八〇年代・一六九〇年代に成功をおさめ、当時のオランダ・フランス間の戦争にも関わらずルイ一四世治世下のフランスにも流布していた。

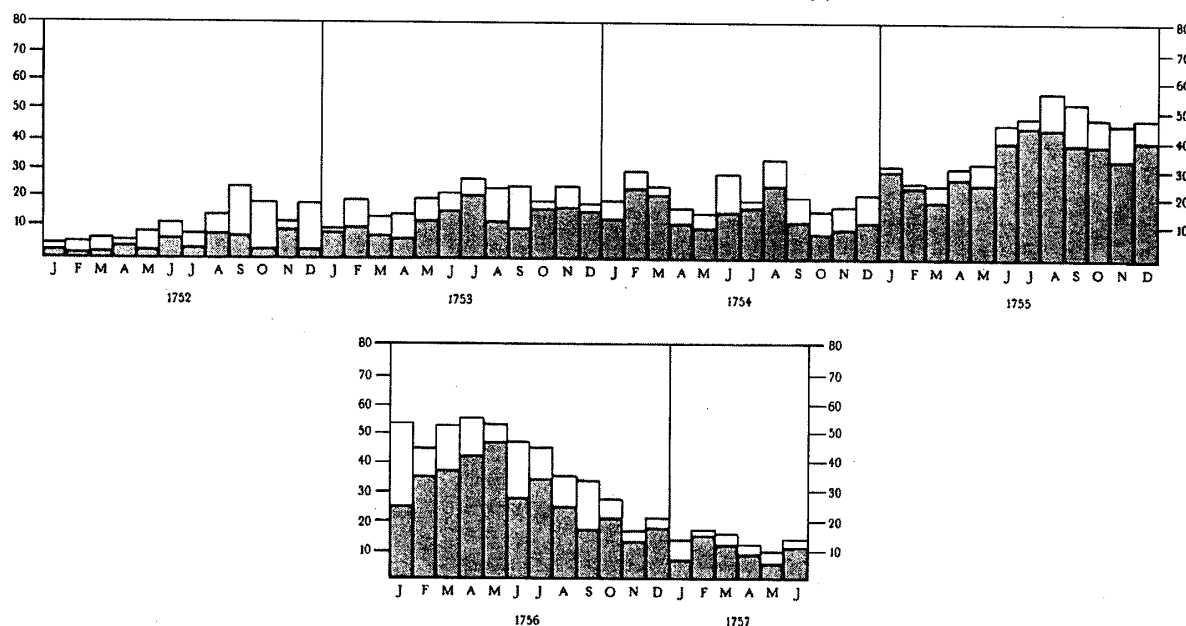
『ライデン・ガゼット』は、一六八五年のドウ・ラ・フォンの死後、息子のアントニーに受け継がれたが、一七二三年から編集助手として加わった前述のエチエンヌ・リユーザックの尽力の下で発展した<sup>(11)</sup>。エチエンヌの家系もまたフランスのドルドーニュ州のベルジュラック出身でオランダのフリースラント州のフラネケルに移住したユグノーであった。一七三八年のアントニーの死に際して、エチエンヌは『ライデン・ガゼット』を購入し、一層改革を進めることになった。エチエンヌが『ライデン・ガゼット』の管理を受け継いだ時、同誌はとくにそのニュース報道に特色があったわけではなく、フランスからのニュースもパリの『ガゼット』とあまり変わらないものであったが、一七五〇年代初期から、フランスに関するニュース掲載に大きな変化を見せるようになる<sup>(12)</sup>。契機となったのは、この頃のフランスの世情を賑わせていた、王権と高等法院のジャンセニスムをめぐる抗争である。フランスでは一七一三年にローマ教皇によってだされたジャンセニスム弾劾の勅書「ウニゲニトウス」*Unigenitus* 以来、カトリックとジャンセニスムの対立が続い

ていたが、それが一七五二年に再燃したのである。サン・テイエヌの司祭が勅書を受け入れない者に終油の秘蹟を拒否した事件に端を発して、ジャンセニストの牙城にもなっていたパリの高等法院がその司祭を断罪し、また王権は高等法院の裁決を破棄してこれに對抗したため、両者の激しい対立がひきおこされた。一七五三年、パリ高等法院が「大建白書」*Remonstrance* を発して王権に抗議すると、王権もパリ高等法院をポントワーズに追放するなど当時の人々の格好の話題となっていた<sup>(13)</sup>。

J・ポプキンの研究によれば、『ライデン・ガゼット』は他のオランダのガゼットと共にこのときフランスの高等法院とジャンセニストを支持する立場をとった<sup>(14)</sup>。ユグノーとしての家系的伝統が、カトリックに対抗したジャンセニストを擁護する方針をとらせたのである。例えば、フランス国内紙では秘されていた「大建白書」の内容が、オランダのフランス語新聞に詳しく報じられ、なかでも『ライデン・ガゼット』はフランス関連のニュース掲載の量においてきわだっていた。時の出版監督官 *Directeur de la Librairie* マルゼルブ *Maleshabes* (任期一七五〇年—一七六三年) は、このようなオランダの新聞が普及する状況を、「フランス国内の悪意ある人々から誤った誇張された文書を受け取り、それをヨーロッパじゅうに広めるといふ慣習が導入された」と評している<sup>(15)</sup>。

因みに第一表は『ライデン・ガゼット』と秘蹟拒否に代表されるフランスのニュースとの関係についてのC・ジョイネスの数量的な紙面分析である<sup>(16)</sup>。これに明らかかなように、五二年からフランスに関するニュースが顕著に増加し始め、一七五五年になると『ライ

第一表『ライデン・ガゼット』とフランス関連記事（1752—1757年）



備考：白い部分までがフランスに関する記事の割合。

影の部分はパリ及び近郊に関する記事。

C. Joynes, *The Gazette de Leyde, 1750—1757*, p. 168., J. Popkin, "*Press and Politics*"

『ライデン・ガゼット』はこの問題に紙面の半分以上を割くようになってくる。五六年後半から割合そのものは減少するが、一七五七年のルイ十五世暗殺未遂事件いわゆるダミアン事件についても、同誌は論争を鎮めようとする国王の不手際さと結びつけてダミアンの企みを報じた。ダミアン事件については、フランスのいわゆるリヨン・グループによってジャーナリズムの観点からの詳細な共同研究がすでになされており、その中においても『ライデン・ガゼット』は、「この事件に関する新聞やあらゆる書き物が称揚していた、一致性と子としての献身に疑義を呈することで公的な虚飾や幻想を取り払い、裁判が行なわれる混乱した不健康な実際の状況を強調する」最も前衛的な新聞であった、という評価が下されている<sup>(17)</sup>。

ところで重要なのは、このようなオランダなどで刊行されたフランス語外国紙に対して、一七五九年にフランス王権側から普及を逆に促進するような公的な認可が与えられたことである。前稿で示したマルゼルブの見解にみられるように、外国からの新聞・雑誌の流入規制は輸送や搬路の点で實際上無理であると判断した上で、フランス王権はむしろ外国紙に暗黙上の容認と便宜を与えることで、これと引き換えに外国紙の出版者に対して記事内容の修正、規制などの圧力を行使するという方策をとったのである<sup>(18)</sup>。シヨワズールが推進したこのいわば暗黙の容認政策によって、フランス王権と外国紙とのあいだに奇妙な「共謀的契約」が成立し、外国紙はさらに公然とフランス国内に流入するようになった<sup>(19)</sup>。『ライデン・ガゼット』もこのとき、ハーグ、ケルン、ベルン、ウィーンの各ガゼットと共に容認された。こうして外国紙の編集者たちは、フランス

への搬入禁止処分を恐れるため、記事を念入りに修正するなどフランス当局の意向を無視できなくなり、フランス当局とくに外務省と規則的に接触をもつようになった。モープ期になってフランスの政府からオランダの『ライデン・ガゼット』に直接苦情が持ち込まれたのは、このような当時のこれまでの経緯を踏まえたとえのことであった<sup>(20)</sup>。

さてリューザックは、ジャーナリストとしての自分の活動の弁明を行ないながら、フランスからの非難に反駁する。彼はこれまでヨーロッパのあらゆる政府に敬意を払うことで、無分別や下品さから身を守ってきたとあり、「王室や内閣の秘密」を語ることを明らかに避けてきた、と主張する。この新聞は、法規として「歴史、真実性、公正を保持しております。公衆に対する忠誠心を欠いていないからこそ、一般的な注意を引きつけ、いつに日かわが世紀の年譜 *Annales* に際だった位置を占める諸事件について沈黙を守ることができないのです。」もし、新聞が誕生や死亡のことしか伝えなかつたとしたら、わずかでも趣味や知識をもった人なら誰しもそのことをばかにすることでしょう<sup>(21)</sup>。

フランス宮内省からの前述の苦情には具体的な内容が盛り込まれているわけではないが、当時の政治状況から見れば、できるだけ高等法院の問題に注意を向けられないようにとの意図がこれには込められていた。むしろこの問題への言及を完全に禁止するのではなく、ほどほどにというのである。リューザックはこの要求に対し、二つの点で反論した。すなわち、度を越した記事内容への批判については、細かな問題についても最小限の考察を加えることが必要であり、

評釈がなければ事実はいかなる意味も持たぬと主張する。さらにこの記事が悪意によって動かされているという指摘については、これを否定し、通信員を信頼する必要性を述べている<sup>(22)</sup>。しかしこのようにリューザックは反論しつつも、実際には分別を約束した。フランスからの要求に不満を述べながらも、これに服従する態度を表明したのである。

この回答に納得したデュプラは、この声明がフランス当局を満足させるだろうと大使には報告した。リューザックが、同国人の間で自分が享受してきた評価に触れながら、フランス当局を喜ばせるためにあらゆる努力を払ってきたことを力説したからである。しかし、デュプラを納得させたことは、規制の強化を図ろうとする三頭政治には結果的に不十分であり、そのため、フランス政府はオランダの新聞にさらに圧力をかけ続けた。七一年四月二八日、今度は外務大臣デギオンからハーグの大使ノアイユ *Noailles* に書状が送られた。「オランダの新聞は、わが国内事情を詳細に語ることで紙面を満たしているが、より慎重であることが望ましい。報道において注意深く、慎重でなければ、その新聞のフランス王国内への流入について禁止せざるを得なくなるからである<sup>(23)</sup>。」

この結果、『ユトレヒト・ガゼット』など数紙の外国紙に対して実際に禁止命令が出された。『ライデン・ガゼット』にも極端な制限が課せられたことを一七七一年七月三〇日付けの同誌が物語っている。それまで、王権の改革プランを非難する「大建白書」などを掲載していた同誌が、突然フランスの事情について沈黙したからである<sup>(24)</sup>。こうして、その後約一年半、『ライデン・ガゼット』は、

諸大臣や改造されたモープーの高等法院が出す公的な勅令を掲載するだけになってしまった。第二表は、一七七二年初頭の『ライデン・ガゼット』のニュース分類であるが、フランスに関するニュースそのものの割合が一割程度に減少していたのである<sup>(25)</sup>。

第二表 『ライデン・ガゼット』のニュース源(1772年)

地域	割合
フランス	11.0
イギリス・アイルランド	20.6
オーストリア	2.5
ベルギー	0.2
ドイツ	10.6
イベリア	---
イタリア	3.1
ネーデルランド	2.9
ポーランド	17.7
ロシア	1.9
スカンジナビア	---
トルコ	8.3
アメリカ	---
非ヨーロッパ	1.7

備考：1772年の『ライデン・ガゼット』第5号の分析である。

J. Popkin, "News and Politics", p. 88.

一七七二年春、フランス当局は再び同誌を攻撃した。失脚したシヨズールが絵画を売ったことを伝える同誌の記事がフランス財政の窮乏を示す指標になるとして、文句を付けたのである<sup>(26)</sup>。これに対しリユーザックは、フランス大使書記官のデノワイエ Desnoyer に、モープー政府はジャーナリストの伝統的なルールを破っているという抗議の書簡を送った。

「一世紀以上、定期刊行物の著者達は政治問題に関わる勅令や建白書や他の文書を公表し続けてきており、——中略——、私自身は五〇年間これを行なってきていかなる大臣からもお咎めを受けたことはない。」一方に、政治事件について性格に知りたい読者がおり、他方に、これに関わる読者がいる。この両者をいかに満足させればいいのでしょうか。もし公的な新聞が、ヨーロッパの国々の高い地位の人が秘密にしたいと思うことを排除すれば、この新聞は公的な信用と評価を受けることができるでしょうか<sup>(27)</sup>。(五月二十七日)

これに対して同日の日付で大使館から早速返事が届けられた。

「もし、貴下が、通信員を代えなければ、永遠に読者を失うことになりませぬ<sup>(28)</sup>。」

返書を受けたリユーザックはもはや反論が困難であることを察知し、翌日の書簡であらゆる抗論を避けることの確約をせざるをえなかった。こうして、『ライデン・ガゼット』の例にならって、他のオランダのフランス語紙も慎重な態度をとり続けたため、七月には大使からデギヨンに次の結果報告がなされている<sup>(29)</sup>。

「閣下、私に与えられましたさきの命令が実行されて以来、オランダの新聞において、わが政府に関する不謹慎な言葉が少なくなっております。わたしは、引き続きこれらの文人たちを監視いたします。これらを指導するのは全く困難なことではありますが、理性に基づく恐怖 *terreur* によって指導しうるものとなります。」フランス当局からの圧力政策が再び功を奏したのである。

一七七二年末、『ライデン・ガゼット』に新しい編集者が加わる

ことになった。エチエンヌの甥のジャン・リユーザック Jean Luzac である。ジャン・リユーザックは後に一七八〇年代、九〇年代のオランダにおいて、いわゆる「愛国党 *Patriotten* 革命」の理論的指導者として重要な役割を担うことになる注目すべき人物である<sup>(30)</sup>。しかし、当時は、ライデン大学を卒業後ハーグでの弁護士活動を経てこの年にライデンに戻り、ようやく叔父エチエンヌの『ライデン・ガゼット』編集を受け継ぐことで、政治活動に手を染めるようになったばかりであった。このジャンもまたフランスから些細な紙面の修正を強制され、その命令に服従しながらも皮肉を込めて抗議の声を上げている<sup>(31)</sup>。

「閣下、閣下への敬意に背くことなく言わせていただければ、もし私が閣下の信じ、指導しうるような者であるとしたら、私は閣下の注意も、価値ある方々の注意をも引くに値しないことになってしまいます。——中略——毎日提示される細々とした多くの事柄の中に、たった一度だけでとても許し難いような誤解や過ちがあるものでしょうか。」

ジャンは、ジャーナリストの仕事の難しさをフランスの大臣府が理解してくれるならば、より寛大な処置がとられるはずであり、大臣府の細心の注意のもとで書かれている『ガゼット・ド・フランス』でさえ間違いをおかしてはいないか、と主張した。しかし、ジャンもまた結果的にこの状況を変えることはできなかった。ジャンのもとでの『ライデン・ガゼット』も、コラムの大半をイギリスなど外国からのニュースに割かざるを得なかったのである<sup>(32)</sup>。このように、モープラー期の『ライデン・ガゼット』は、フランスから

の一貫した圧力の下で編集を続けねばならなかった<sup>(33)</sup>。ただ、J・センサーによれば、外国誌の中でも文芸誌に関しては、このような規制は比較的ゆるやかであった。その例としてベルギーのリエージュで一七五六年から発行されて以来、フィロゾーフの思想を広め物議を醸していた有名な『百科全書新聞』*Journal encyclopédique* に対して、この時期に特別の措置はとられていないことを指摘することができる。外国誌、とりわけ政治紙（ガゼット）がその槍玉に挙げられたのである<sup>(34)</sup>。

ところで、このような外国のプレスに対する規制政策と併行して、国内のプレスにも厳しい監視の目が向けられたことを付言しておく。その例を『ジュルナル・デ・ダム』*Journal des dames*（婦人雑誌）への取り締まりに見ることができる<sup>(35)</sup>。『婦人雑誌』は一七五九年に創刊されたフランス最初の本格的な女性向けの月刊雑誌であるが、当初は、ラ・ルプチエール *La Loupière* という君主政主義者の男性によって編集された穏和な娯楽誌であった<sup>(36)</sup>。しかし、一七六一年にポーメル *Beumer* 婦人が編集長になって以来、女性の公的な権利、平等主義的・コスモポリタンのメッセージを主張する次第に過激な雑誌に変化していった。ポーメル婦人は、おそらくユグノーであったといわれる人物であり、旅行などを通してオランダと密接な関係を持ち、高等法院やジャンセニストを擁護する記事を同誌に掲載した<sup>(37)</sup>。一七六二年四月、メゾンヌーヴ *Maisonneuve* 婦人が編集長になってから過激色は薄まったが、ジャンセニストのマトン *Mathon* が編集に加わった六四年頃からリグルゴスの立法やルソーの共和主義に関する記事を掲載するなど再び大胆な論陣を張



るようになった<sup>(38)</sup>。シヨワズールが実権を握っている間はこのような紙面は黙認されていたが、モープー期の一七六九年一月に出版監督官のサルティエヌ Satine によって出版許可が取り消され、七四年一〇月まで中断を余儀なくされているのである<sup>(39)</sup>。

このように、三頭政治は外国及び国内のプレスに対する規制を強化する政策を実行した。前述のようなシヨワズール期のいわば黙認政策と異なり、積極的に内外の政治紙を中心にした新聞・雑誌に圧力や脅迫さらには中止命令を行使した。高等法院改革などの一連の改革はこの情報規制の下で着手されたのである。冒頭に述べた『ガゼット・ド・フランス』の第二のレジエ期が行なわれたのはまさにこのような時期であった。新聞・雑誌を規制するだけではなく、フランス既存の新聞にメスを入れ後援することで、新しいジャーナリズムの体制を構築しようと図ったのである。次章ではこの改革に焦点をあてて検討してゆきたい。

## 二 モープー期の『ガゼット』改革

### (一) 改革の経過

一七七一年、『ガゼット』二度目のレジエ期に編集・管理を託されたのが、前述のマランである。現在、フランスの外務省の文書室にはマランの手稿史料など関連文書が比較的多く残されており、この原史料とこれに関するトレナールや近年の G・フェイエルの研究などに依拠しながら、マランの活動を中心に分析してゆく<sup>(40)</sup>。

まず、マランの経歴について触れておきたい。フランソワ・ルイ・クロード マラン Francois-Louis-Claude Marin は今日ではほとんどその名は知られていないが、当時高い評価を受けていた文人の一人である<sup>(41)</sup>。一七二二年にプロヴァンスのマルセイユ近郊の港町ラ・シオタ La Ciotat に生まれたマランは、聖職者として任じたのち一七四二年に家庭教師の仕事を始めた。しかし学問に関心を持つようになったマランはこの聖職から身を引き、法学の学位を取り、歴史や音楽などさまざまな問題についての著作活動を開始した。一七五八年には、『エジプト、シリアのサラディン及びスルタンの歴史』 Histoire de Saladin, sultan d'Egypt et de Syrie という著書(二巻)を刊行している<sup>(42)</sup>。このような二〇年に及ぶ遵法的な活動が認められて一七六二年にマランは国王検閲人 censeur royal に任命され、さらに翌年の六三年にはマルゼルブに代わる出版監督官(警察代理官を兼務)のサルティエヌから監督局の高位の役職を与えられ、六八年には総書記 secrétaire général に任命されている<sup>(43)</sup>。この間、前述のボーメル婦人時代の『婦人雑誌』の検閲人として、同誌に中止処分などの毅然たる措置をとったことなどが評価されることになる<sup>(44)</sup>。

一七七一年一〇月、マランはデギヨンの母親の推薦を受けてデギヨンから『ガゼット・ド・フランス』の局長 directeur に正式に任命された<sup>(45)</sup>。『ガゼット』はマラン局長の下で二度目のレジエ期に入ったのである。一七七一年一〇月三〇日付けの史料『マランの監督下におけるガゼット・ド・フランスの管理規定』 Règlement pour l'administration de la Gazette sous la Direction du S. Marin に、六項目にわたっての取り決めがデギヨンの署名の下で簡潔に記

されている（文末の第一附図参照）。細かな実務規定とはいえレジリーの事務的な実態を示す貴重な資料であるので、まずこの時期の『ガゼット』運営の状況から検討してゆこう<sup>(46)</sup>。

六項目の第一として、『ガゼット・ド・フランス』の元局長の下で採用されたレジリーの計画は、新しい運営面において踏襲されること<sup>(47)</sup>が、まず明記されている。以下第二は、「会計官 *caissiers*、係官 *commis*、印刷人 *imprimeurs* や他の使用人はアルノーやシュアールの時代と同じ条件で雇用されること。もし、新しい局長のマランに不満な点があれば、裁定に付すこともできる。マランは全仕事を指揮し、毎回会計状況を検査する。」第三は、「局長には、年金 *pensions*、給料 *appointements*、保証金 *gages*、住居 *logement* やその他の通常の経費が、利用に応じて支払われる。年金は六ヶ月ごと、給料と保証金は毎月である。マランは毎年始めに全従業員のリストを提出すること。」第四は、「局長は、外務省に対して、『ガゼット』の資金と収入の責任を持ち、毎月始めにガゼットの会計状況を報告すること。」第五は、「マランは、毎年一月一日に外務省の財務局 *fonds* の筆頭係官 *premier commis* に総決算を提示した後、前年十二月三十一日において残る資金をいったん戻すこと。」第六は、「局長としてのマランの給料は、旅費、宮廷における住居費、照明費を含め年一万リールとすること」である。

マランが『ガゼット』を引き継いだとき、『ガゼット』は三万三〇〇〇リールの赤字を抱えていたといわれている<sup>(47)</sup>。請負契約の形態をとっていたアルノー・シュアール時代には、外務省は監査をせず局長に編集・管理・会計を一任していたためであり、この失

第三表『地方局におけるガゼット・ド・フランスの従業員について、待遇と仕事に関する実情』1771年11月（単位：リール）

名前と職務	給料	計
執筆者及び局長	5000	5500
同暖房費	500	
ギヨン、ガゼット 書記		1200
クチュリエ 印刷人	2000	2700
同用品	700	
ムニョロ 会計長	2000	2228
同暖房費	228	
カステラ 筆頭係官	1100	4300
ロベ 係官	1000	
ヴェルドゥレ	800	
クルメット	800	
フォシエ	600	
カス 給仕	500	
ルモワヌ 守衛	400	
アントワヌ 使い走り・守衛	400	
郵便係官 四名の折りたたみ人・封印人		100

A. A. E., Affaires diverses politiques, France marge 9, no. 214, fol. 26-27, novembre 1771.

敗を経て、マランの時はこのように慎重すぎるほどの入念な規定がなされたのである。新局長のマランがまず直面したのはこの財政問題であったと考えられる。第三表は、前任者のアルノー・シュアール時代の給料表である（『地方局 Bureau des Provinces』における、ガゼット・ド・フランスの従業員について、待遇と仕事に関する実情』一七七一年一月 *Etat actuel des personnes attachées à la Gazette de France, au Bureau des Provinces, de leur traitement et de leur travail*）<sup>(48)</sup>。この史料は、パリの『ガゼット』編集局を構成する二部局（パ

リ局、地方局)のうち、地方向けの業務を担当していた地方局に関するものであるが、局長のアルノー、シユアールにはそれぞれ二七五〇リーヴル、印刷人のクチュリエには二七〇〇リーヴル、以下六名の係官に一一〇〇リーヴル以下の金額などの給料が支払われ、このような人員構成で地方向け『ガゼット・ド・フランス』の編集・管理がなされていた。マランは、まずこの財政の切りつめに取られ、不必要と思われる経費の削減を図った。例えば局の二名の給仕人を削り、記事の情報に携わる通信員 *correspondants* の数を減らした。このころ赤字額は当初の三万三〇〇〇リーヴルに加え、元著者への年金九六〇〇リーヴル、元局長へ五〇〇〇リーヴル、新しく補佐 *adjoint* に任命したコレ Collet 氏に四〇〇〇リーヴルが必要となり、総計四万二六〇〇リーヴルに膨れ上がっていた。そこでマランは、財政状態が改善すれば外務省から返却されるとの条件で自分の給料の一万リーヴルのうち四〇〇〇リーヴルを、この赤字の補填に当てた<sup>(49)</sup>。また『ガゼット』関連の年金は、本来その一部は外務省によって支払われていたが、アルノー期には完全に『ガゼット』の会計でまかなわれていた。この欠損を埋めるためにマランは外務省からの財政的援助を取り付けている。

さて、マランの『ガゼット』編集の実務はいかに行なわれていたのだろうか。マランはのち解任されるときに報告書を残しており、これが貴重な証言となっている(『ガゼット・ド・フランス』についての回想、一七七四年七月一日、ヴェルジェンヌ大臣宛にマランが、解任の問題の折りに、その仕事を弁明するため提出 *Mémoire sur la Gazette de France soumis par Marin au ministre Vergenne le 26*

*juillet 1774 pour justifier son travail, alors qu'il est question de le renvoyer*)<sup>(50)</sup>。

『ガゼット』は一七六二年の第一レジー期以来、月曜・金曜の週二回発行となっていた。マランは、各号について有力者向けの大活字版 *grande caractère* 一部と普通購読者向けの小活字版 *petite caractère* 二部を作成し、パリ局(ルーヴル・サントーマ通り)と地方局(フイーユ・サントーマ通り)の二部局を通じて購読者に配送させた。マランはとくに、地方向けと外国向けを監督していたという。各号の編集は四日サイクルで行なわれていた。第一日目(金曜・火曜)に、編集された記事の大活字での植字が行なわれ、マランによる最初の校正後、初稿が夜に宮廷の各大臣、筆頭係官に送られ検閲を受ける。第二日目(土曜・水曜)、マランは念入りに印字の校正を継続し、午後早くに宮廷から戻ってきた校正原稿を検討したうえ、決定稿を完成する。大活字版の手直しと印刷上の便宜を図って小活字版二版の製作が行なわれる。第三日目(日曜・木曜)、マランは朝早くから大活字版、小活字版の校正を読み返した後、午前中に印刷に取りかかる。印刷には二〇時間ほど要した。第四日目(月曜・金曜)、夜明けに印刷が完了し、地方局、パリ局に引き渡された。印刷の八割以上は、地方、外国向けであった。

ところで、このマランの時代においても、『ガゼット・ド・フランス』は王侯貴族や有力者には無料で配布されていた。『一七七二年一月一日において無料で配布されたガゼット・ド・フランスの状況』*Etat des Gazettes de France à fournir gratis à compter du 1er janvier 1772*と題する史料には、配布先の館・部署、人名、配布数

第四表『ガゼット・ド・フランス』の無料配布先リスト (1771年1月1日)

配布先	大活字	小活字
国王と家族	16	
オルレアン公、コンデ公、他諸公	16	
国王館と家族	47	39
他の宮廷官	3	5
大臣、國務卿	18	1
有力者	9	1
外務省		33
外国駐在の大使、大臣、領事		69
『ガゼット』の元局長、通信員、従業員	1	6
他の省の部局		41
国王建築物	1	3
高等法院、租税院、会計院		8
パリ市役所	3	6
王立図書館		3
パリ警察	2	3
定期刊行物の著者	1	10
オペラ座、コメディ・フランセーズ		5
郵便局		46
その他の人		10
地方向け		69
外国向け	2	2
総計	119	361

A. A. E., affaires diverses politiques, France marge 9, no. 214, fol. 31-37 (Cf., G. Feyel, *op. cit.*, p. 858.)

総計四八〇部の『ガゼット』がこの当時無料配布となっており、これは相変わらず財政的に負担を与え続けていたと思われる。この史料では特に、マランの『ガゼット』と関係の深い三頭政治及び外務省の箇所に注目しておきたい。第二附图に示すように、大臣・國務卿の欄には、(外務大臣) デギヨン公に大ガゼット二部、(大法官) モープーに大ガゼット二部と小ガゼット一部、(財務総監) テレーに大ガゼット一部が送られていたことが記載されている。さらに、外務省の部局欄にはアベ・ドウ・ラ・ヴィル abbé de la Ville に小

が全て細かく記載されており、この時期の配布状況を克明に知る事ができる(第四表参照)<sup>(51)</sup>。詳細は省くが、これによると、有力者に送られた大ガゼットが一九部、通常の小ガゼット三六一部で

第五表外務省の部局構成 (1774年)

○総局長 Directeur général	
L'Evêque de Tricomium	
○局	
・ジェラルール局 Bureau de Gérard	
Pfeffel Nivelet Lesseps Gouget Goffinet	
Girault Hardy Bacher Meyer Cornillot	
・ジェラルール・ド・レイヌヴァル局 Bureau de Gérard de Rayneval	
de Bernage de Montcarrel de Méroger de Pons de la Tour	
Le Bartz de Mirmont	
・デュリヴァル局 (財務) Bureau de Durival (Fonds)	
Chenuat Guillois Le Duc Gallay de Beschard	
・登録局 Bureau de dépôt	
筆頭係官 1er commis セモナン Sémonin	
Poisson Sablon Moreau Courvoisier Huet	
Pigrais	
・通訳局 Bureau des interprètes	
筆頭係官 ジュネ Genet	
Hernandez Bedtinger Le Tellier Baud Clairfontaine	
Bourdon Zabern	
・大臣書記局 Secrétairerie du ministre	
Pasumot de la Saulsaye	
・外務省局長書記局 Secrétaire du Directeur des Affaires étrangères	
de la Gravière	
・局給仕 Garçons de bureau	
外務省館三名 局 Lafond と二名	

J.-P. Samoyault, *Les Bureaux du Secrétariat d'État des Affaires Étrangères sous Louis XV*, 1971, p. 271.

六部、ジェラルール Gérard 小六部、デュリヴァル Durival 小四部、ジュネ Genet 小八部が送られていたことが記載されており、この史料における他の省の部局には小ガゼット各一部しか記載されていないのと比べれば、当然ながら、これらの政治家及び外務省との強いつながりを暗示したものとなっているのである。さて、これらの政治家及び役人が『ガゼット』と現実にかつ関係を保持していたのであろうか。実際、マランのレジー期において、デギヨン以下の外務省は『ガゼット』の編集・運営・管理に大きく関与していたのである<sup>(52)</sup>。第五表は、前述の史料に基づく一七七四年の外務省の部局構成である。一七七一年の時期と少しずれるが、これを参照しながら検討してゆこう。まず外務大臣デギヨン自身が

この『ガゼット・ド・フランス』の改革を指揮、支援していたことが注目に値する。一七七一年一月一〇日付けでデギヨンが外国に駐在する領事 *consuls* に出した長文の回状が、これを物語るものである（第三附图参照）。

「貴下のしめる地位において、知られる価値のある事実と出来事を貴下は集めることができるはずである。ガゼット・ド・フランスの仕事と編集を外務省に併合された国王は、ガゼットを今日よりもっと興味深く、できるだけ完全なものにする方法を取るようにと私に命ぜられた。陛下がこの著作物の構成のためにお認めになった先の取り決めの中には、様々な段階におかれた領事の知識 *lumières*、及び領事の駐在する国の出来事や新事についての情報の助けを借りることが盛り込まれている。その結果、国王は、この件に関して直接の書簡を貴下に送り、国王の立場を知らせて、貴下が注意と必要な措置をとることを、私に命ぜられたのである。この点についての陛下の御意志をお伝えし、わが国家ガゼット *Gazette nationale* の改良に向けた具体的な方策の成功のため、貴下が私に協力してくださることを望むものである<sup>(83)</sup>。」

このように、外務大臣自ら外国の領事に向けて『ガゼット』への情報提供を広く求めたのである。回状の次の箇所にはこの情報の具体的な内容が指示されている。まず、それぞれの駐在する地域の港からフランスに向けて出航する船舶に関する情報を知らせよと命じる。特に艦隊の軍事行動に注意し、「各船舶の名前、等級、大砲の数、乗組員の規模」さらには海軍軍船の建造・修理・軍備や艦隊の出港・帰港・寄港、及び海での衝突・出来事に関する情報である。

これに続けて、読者を満足させるため、「科学、技芸、古代学に関する興味深い発見、自然学、天文学の現象、博物誌に関する奇抜なもの、公にできる政治的な革命や事件、そしてガゼット・ド・フランスにその記事を入れれば面白くて刺激的だと貴下が判断するような新事」についての情報である。ここには、従来にはない外国からの諸情報を掲載することなどを通して『ガゼット』に国家紙としての体裁を与え、またこの『ガゼット』を核にした情報網を整備することで軍事・政治に関わる最新情報を得ようとする外務大臣の意図を明瞭に読みとることができる。

またトレナールなどの研究によると外務省の部局がこの直接の実務に携わった<sup>(84)</sup>。このうち特に『ガゼット』の検閲と編集に関与したのは第四表に見られるジェラール局とレイヌヴァル局であり、加えてデュリヴァル局が通信・財政を担当した。ジェラールは主に、北方、ポーランド、ロシア、ウィーンなどを、弟のレイヌヴァルはイギリス、オランダ、スイス、スペイン、イタリアなどを担当してさまざまな報告書をマランに送り、逆に原稿の検閲を行なった。マランは、これらの報告書を中心に『ガゼット』を構成し、充分な材料のないときは他の公的な書類の中に、興味深いと思われるニュースを取り出した。ジェラールとレイヌヴァルは、とりわけ諸大臣が公にすることを了承した公用文書 *dépêches* を収集させ、この時期の『ガゼット』に他紙にはない利点を持たせようとし、この直接の職務にプフェフェル *Pfeffer* という人物を任命した<sup>(85)</sup>。一七三六年アルザスのコルマル生まれのプフェフェルは熱心にこの収集を行ない、また個人的な知人から集めた各地、諸侯、国家、歴史などに

関するニュースを付け加えたのである<sup>(56)</sup>。

領事から送られてきた情報の中では、特にレヴァントからのニュースが読者の注目を集めた。マラン自身トルコを数年にわたって旅したことがあり、前述の『サラディン史』を著した学者でもあったのでこの関係の記事に力を入れた<sup>(57)</sup>。このころロシア・トルコ戦争やポーランドの第一次分割が読者の関心を集めていたため、マランは一七七三年六月二一日号の冒頭に「通知」Avertissementを掲載して次のように読者の要求に応えようとした（第四附図参照）。

「ガゼット・ド・フランスの著者に、購読の正確な時期及びポーランドの事件を語っている全てのガゼット集を入手できるかについての問い合わせの手紙が寄せられている」が、毎月購読の申し込みは出来、バックナンバーも入手できる。ポーランドについての詳細な記事が読者の興味をかき立てており、フランス国内では郵送費込みで購読料は年一二リール、外国でも郵政当局との取り決めでわずかな費用の上乗せで購読できる、という内容の宣伝広告を掲載したのである<sup>(58)</sup>。

## (二) 改革の結果

このような努力にもかかわらず、マランの『ガゼット』改革はうまく軌道に乗らなかつた。領事に宛てたものと同様の回状は、国内の地方監察官 *intendants* や外国の大使にも送付されたと思われるが、マラン自身も後に認めるように十分な協力が得られなかつたのである。マランはさらにこの『ガゼット』の不振を打開するため、新しい

ジャンルの情報を開拓して『ガゼット』に掲載しようとした。マランが目付けたのは、いわゆる「臨時ニュース」*écits d'événements extraordinaires* であつた。これは、火事、嵐、洪水、地震などの災害ニュースや百歳の長寿に達した人に関するニュースによって構成される三面記事であり、すでに一七六二年の第一レジー期に試みられていたものであつたが、マランはこれを拡大して読者の要求に応えようとした。一七七三年八月三〇日号の『ガゼット』には次のような内容の長文の通知が文末に掲載された（第五附図の右欄文末部分参照）。

『ガゼット』は不幸な災害のニュースを掲載しすぎており、読者を怖がらせているという批判の声があるが、著者はこう回答する。「ガゼットはこれにかかわる第一級 *Premier rang* の方々のためにのみ向けられたものではない。市民 *Citoyens* の各階層 *classe* のなかにも購読者をもっており、あらゆる身分 *stats* の無数の人々に週二回読まれている。各人が最も影響を与えるニュースを求めているのである。さまざまな宮廷で行なわれていることを知りたいと望む者もあれば、政治的な事件や軍隊の移動、あるいは自然や、一般的な人間性にかかわることに関心を持つ者もいる。ある人を悲しませることが他の人を慰めることもある。」災害は、神 *Providence* が罰しあるいは報いようとする人々の勇氣や徳を鍛えるため、善事、悪事を施す神の力を示すものである。嵐、洪水、地震などの自然のニュースは学者 *Savants* の観察に委ねるため、公的な年報やガゼットのなかにとり入れられるべきものである。災害にあつた人たちは政府の情け深い正義、同胞の同情、災難の救助、不平への慰藉を求めており、

伝える必要がある<sup>(59)</sup>。

すでにこのような災害ニュースはこの時期の『ガゼット』の特徴になっていたが、一七七三年一月二五日号に掲載された王立施療院 Hotel Dieu の火事に関する記事はその最も典型的な例である（第六附図左欄中間部より参照）。ここでは、前年暮れの十二月二十九日におきた火事について、出火の様子、当事者の行動、消化活動、入院患者への影響、損害などを詳細に報じ、そして最後にこれに関係した当局の有力者各人を延々と列挙し（行政官 magistrat、大司教、パリ総督 gouverneur、警察総代理官 lieutenant de police など）、それぞれ懇切丁寧な謝辞を述べて締めくくっており、この号の半分の三ページ近くを費やしているのである<sup>(60)</sup>。

マランがこの時期の『ガゼット』の紙面のいわば目玉として力を入れたこの災害記事も、しかしながら結果的に読者を引きつけることができなかった。文人グリムは『文芸通信』Correspondance littéraire の中でマランとの記事を酷評している<sup>(61)</sup>。

「一七七二年十二月二十九・三〇日の夜、王立施療院の一部を灰にした火事は、ガゼット・ド・フランスの編集者マラン氏が行なった中でも最も壮大で、荘厳な描写をわれわれにあたえてくれた。いや、これ以上馬鹿げたものを読むことができないとは思わない。著者は大きな絵を描くための自らの才能にご満悦である。——中略——世の人はこの種の記事に『マリナード Marinades』という名を与えようになっている<sup>(62)</sup>。」

この時期の『ガゼット』の特徴的な記事をマリナードと名付けて当時の人々が非難していたという証言である。グリムは続けて次の

ような諷刺詩を載せている。

「滑稽なガゼットの、馬鹿で盲信のニセ編集者。彼は感覚と趣味に挑みかけ、

我々は平然と繰り返す。立ったまま寝てしまいそうな話から、その途方もない調査まで。

何か信念を増すためには、あなたに似ることが必要だ。

フランスでは各人が、あなたのように裏表を持つことだ<sup>(63)</sup>。」

また前述のように、『婦人雑誌』などの検閲人として活躍したマラン個人に対しても当時の文人は冷ややかな目でこれを捉えていた。著名なボーマルシェ Beaumarchais も厳しく揶揄している。

「検閲、外国紙、手書きニュース nouvelles à la main、口伝ニュース à la bouche、新聞・雑誌ニュース、ジャーナル、小冊子 petites feuilles、普通郵便、偽造、配送などすべては彼の手にある。雄弁な作家、巧みな語り手、正確な新聞屋 gazetter、パンフレットの日雇い労働者 journalier de pamphlets、彼は、進むときは蛇のように這い、立つときは蛙のように飛びかかる<sup>(64)</sup>。」

マリナードがなぜこのように当時の人々の不評を買ったのだろうか。文人バシヨモン Bachaumont は『秘密の回想録』Mémoires secrètes の中でマランの『ガゼット』を取り上げ、次のように評している。

「重々しく、乾いた、冷たいガゼット・ド・フランスが突然彼の手に納められ、老人の話や妖精の話を集めたものになるとは、考えられないことである。——中略——マラン氏の中に政府の見方

に自ら適合しようとする単純な精神を見いだすことを、人は必ずしも残念に思っていない<sup>(65)</sup>。」

この証言は、マランの書く記事が王権に忠実であることが問題になったのではなく、これまで述べてきたような記事の改革自体が受け入れられなかったことを物語っている<sup>(66)</sup>。マランが当初より力を入れた外国の領事などの報告も十分な協力が得られず、また次に活路を見いだそうとした臨時ニュースもこのように読者を十分引きつけることができなかつたのである。当時の状況から推察すれば、ポーランド問題、アメリカの独立戦争、モープーの高等法院改革などの政治情報が求められる時期に、『ガゼット』は逆に王立施療院の火事や災害のニュースを詳しく報じていた。前述の『ライデン・ガゼット』など外国の政治紙からの情報が厳しく規制されていたため、この種の政治ニュースの需要はますます高まっていたと推測される。にもかかわらず、マランの『ガゼット』改革はこのような当時の読者の関心に正面から答えることができず、その信用を落とし続けていたのである。

こうして、マランの『ガゼット』改革は結果的に失敗に終わった<sup>(67)</sup>。ルイ一六世の即位によるモープー等の解任の中で、一七七四年九月三〇日にマランも職を解かれていた。J・L・オベール Aubert が第二レジー期の次の編集局長に任命され、その後八七年まで務めることになるのである<sup>(68)</sup>。

### おわりに

マランの『ガゼット』改革が失敗に終わった原因について、最後にマラン自身の弁明を聞いておきたい。前述のように解任が問題に

なった時、マランはそれまでの自分の仕事を弁護するため新しい外務大臣ヴェルジェンヌに報告書を提出している。この中でマランは『ガゼット』の改革が成功しなかつた主な理由を三点挙げている<sup>(69)</sup>。

まず第一点は、「書物を管轄する大臣が、ガゼットの最後に書物情報 *annonce des livres* を掲載することを禁じたこと」である。このため書籍業者の中に購読者を獲得することができなかった、という。第二点は、この頃創刊された『ジュルナル・ポリティーク』*Journal Politique* が『ガゼット』の購読の妨げになっていったという主張である。「同時に『ジュルナル・ポリティーク』が刊行され、必然的に非常に多くの申込者を奪い、その結果地方の多くの予約購読者を失わせたのである。地方では、このよく広まったジュルナルの中で一〇日毎に、あらゆる国で行なわれまた行なわれつつあるニュースの集成を見る方が好まれるのである。特別なわが紙で週二回その部分を見るよりも。(傍点筆者)」そして第三点は、「地方のあらゆる主な町に『アフィシユ』*Affiches* と名付けられた定期刊行物が誕生し、ニュースを掲載している。」パリでは、『健康のガゼット』*Gazette de santé* や『文芸ガゼット』*Gazette littéraire* が同様のニュースを掲載して『ガゼット・ド・フランス』の成功の妨げになったという<sup>(70)</sup>。

ところでこれは自己弁護であるので、われわれはマランの弁護そのままを『ガゼット』改革失敗の原因として受け取るわけにはいかない。例えば書物ニュースはこれまで主に『ジュルナル・デ・サヴァン』*Journal des Savants* が特権的に行なってきたことであり、『ガゼット』への掲載の試みは異例なことなので失敗の原因と認めるのは困難であろう<sup>(71)</sup>。また三点目の地方紙も、身近な広告・情報誌



としての体裁をとっていたので、基本的に『ガゼット』の情報と競合するものではない。ただ地方紙の中にナント、ルーアン、メッスなどのように外国のニュースを掲載するものが現われており、また「ジュルナル」へのタイトル変更を経て紙面、体裁、内容の刷新を図るものが一七七〇年代頃から登場していることから、これが『ガゼット』不振にある程度影響を与えていたことは十分理解される<sup>(72)</sup>。

さらに、マランが指摘した二点目のジュルナル・ポリテイクの問題は非常に重要であると考えられる。(第七附図の該当箇所を参照されたい。)一九世紀の研究者E・アタンやこれに依拠したトレナールの研究では、一七六四年にベルギーのブイヨンで創刊された『ガゼット・デ・ガゼット』Gazette des Gazettes が、サブタイトルに「ジュルナル・ポリテイク」を冠してフランス国内に広く出回っていたことから、ジュルナル・ポリテイクとはこれを指すものと解釈されている<sup>(73)</sup>。確かにベルギーのフランス語紙の影響も否定できず、筆者も別稿でこの見解を紹介したことがあるが<sup>(74)</sup>、しかし、モーブリー期にはこれにも厳しい規制がしかれていたはずであり、その影響は主に六〇年代であったことを考慮すると、マランの念頭にある『ガゼット』不振の一因となったジュルナル・ポリテイクは、別ものとするのが妥当であろう。また、史料にはジュルナル・ポリテイクは一〇日毎に刊行されていた、という記述がみられるが、これも隔週に出版された『ガゼット・デ・ガゼット』にあてはまらない。すなわち、このジュルナル・ポリテイクとは、一七七二年七月に創刊され、フランス第二の政治紙(誌)となった『ジュルナル・イストリク・エ・ポリテイク』Journal historique et politique des

principaux événements des différents Cours de l'Europe、別名『ジュルナル・ド・ジュネーヴ』Journal de Genèveを指しているとみられるのである<sup>(75)</sup>。この『ジュネーヴ誌』は、表面上はジュネーヴ刊行となつてはいるが実際にはデギヨン外務大臣の特認 *privilege* を得てパリで発行されたフランスの政治誌である。革命前夜においてジャーナル帝国を築いたと言われるジャーナリストC・J・パンクック Charles-Joseph Panckoucke によつて創刊されたこの『ジュネーヴ誌』は、「ジュルナル・ポリテイク」という概念のニュース報道を売り物にして、この時期に急速に購読者を伸ばしていた<sup>(76)</sup>。つまりマランの『ガゼット』は、一方で政府が秘かに後援していた同じフランス国内の第二の政治誌『ジュネーヴ誌』にいわば足下を掬われる形で購読者を失つていたことになる。

一七七二年五月二日に『ジュネーヴ誌』の刊行を公認した史料が、国立古文書館 Archives nationales 及び外務省の各文書室に残されている(第七附図参照)。

「ガゼット・ド・フランスや同種の他の著作の定期的な流布により、王国の内外を問わずさまざまな国家 États の間に確立した毎日の及び相互のコミュニケーションを通して、公衆の関心はニュースで満たされている。しかし、この断片的な冊子 feuilles éparses の中で積み重ねられ、混同した諸事件は、体系的な著作 ouvrage méthodique の中で、秩序を持つて並べて見ることが望まれるのである。これは、この世紀の歴史のために準備された資料を用いて、読者が行なう調査の手間を省いてくれるのである。これが『さまざまなヨーロッパの国家の主要な事件の、ジュルナル・イストリック・ポリテイク』

ク』Journal historique et politique, des principaux événements des divers Etats de l'Europe の刊行を提案する目的である。——(77)。」

この言説に従えば、『ガゼット』のような断片的な情報紙を補足するため、『ジュネーヴ誌』のような体系的な著作が刊行された。しかし、これが逆に『ガゼット』購読の妨げになったことになる。筆者は、別稿においてこの問題をこの時期における「ガゼット」形式の報道から「ジュルナル」形式の報道への移行として論じたが、この是非はともかく、マランの『ガゼット』改革の失敗の一因がこの点にあったことは指摘できるであろう。すなわち時代の要請する政治紙(誌)は、平板な事実描写のガゼット形式の政治新聞から、評釈を含む詳細な報道のジュルナル形式の政治雑誌へとその主力が移り変わりつつあった。『ジュネーヴ誌』は、王権側がこの流れを認識するような形で刊行を認めた政治誌であり、『ガゼット』はもはやこのような時代の趨勢や要求に合致しない新聞になっていたのである。

本稿は、モープー期におけるプレス対策の問題について、『ライデン・ガゼット』などの外国紙と『ガゼット』のような国内紙の両面から検討した。特にマランの『ガゼット』改革に焦点を当て、同時代史料などに基づいて分析し、これまであまり知られていなかったこの時期の『ガゼット』編集や財政の実態を明らかにすることが出来た。その結果として、次のことを再度確認しておきたい。まず、高等法院改革などで知られる一七七〇年代のモープー期には、新聞・雑誌に対してきわめて厳しい規制が敷かれていたことである<sup>(78)</sup>。特に、『ライデン・ガゼット』のような外国紙への抑圧と規制は、以前のシヨワズール期の寛容政策と対照的であった<sup>(79)</sup>。ただ、一

方で国内紙を保護育成しようとする意図は以前より強力なものになっており、これが『ガゼット』の第二のレジャー化として具現化された。外国紙を規制しつつ、国内紙を後援しようとする新しいジャーナリズムへの試みが、一連の高等法院改革と併行して行なわれていたことを考慮すれば、この時期の一種専制的な王権側の姿勢を示すものと位置づけることができる。

しかし、外務省の後援を受けたマランの『ガゼット』改革は結果的に失敗した。領事などからの報告に十分な協力が得られなくなり、改革の目玉となった「臨時ニュース」も読者の要求に應えるものではなかった。この時期の王権側の情報対策の主力として行われた『ガゼット』改革は、読者のニーズに合致したものではなかったのである。ところが、外務省が二次的に公認した『ジュネーヴ誌』がこの代替物となって多くの読者を獲得することになる。これはガゼットよりもジュルナルへの読者の志向が強くなっていたことの表れとも見ることができよう。また王権側も、公衆の意向を無視できず、これに対応せざるを得なくなっていたことが重要である。モープー期は情報の規制や抑圧面だけで捉えるべきではなく、後のヴェルジェンヌ期においてパンクックが構築した新たなジャーナリズム体制への道が切り拓かれつつあったことに、留意すべきである<sup>(80)</sup>。前述のように近年、革命前のフランス社会の分析に「世論」や「公共性」などの視角が提示されるようになってきている<sup>(81)</sup>。本稿は、それを直接論ずるものではないが、『ガゼット』のレジャー化と『ジュネーヴ誌』の創刊など、モープー期にこの一つの転機を見ることが可能なのではないだろうか。

## 註

- (1) モープーの高等法院改革については以下のものを参照。J. Swann, *Politics and the Parlement of Paris under Louis XV, 1754—1774*, 1995.
- (2) 拙稿「一八世紀後期フランスにおける外国紙と『ガゼット』」、『金沢大学文学部論集 史学科編』第十六号、三三—六八頁、一九九六年。以後『外国紙とガゼット』と略す。
- (3) 木崎喜代治、「18世紀におけるパルルマンと王権 (I)(II)(III)」、『経済論叢』一三四—五・六、一三五—五・六、一三六—二、一九八四—八五年。柴田三千雄「一八世紀の政治と社会」3 ルイ十五世のフランス、6 啓蒙専制主義』、『世界歴史大系 フランス史2』、山川出版社、一九九六年、二五九—二六八頁、二七七—二八五頁。
- (4) Cf. J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 1962, 『公共性の構造転換』細谷・山田訳、未来社、一九七三年(初版)、一九九四年(第二版)。K. M. Baker, *Inventing the French Revolution*, 1990.
- (5) Archives des affaires étrangères (A. A. E) ; La Bibliothèque Mazarine ; La Bibliothèque Nationale de France, La section des périodiques.
- (6) A. A. E, Correspondance politique, Hollande, v. 521, f. 257—60, cité par J. Genser, Maupéou et la presse politique., H. Duranton, *Les Gazettes Européennes de la française (XVIIe XVIIIe siècle)*, 1992, p. 292. 以後“Maupéou”と略す。Id., *The French Press in the Age of Enlightenment*, 1994, p. 169. 以後“French Press”と略す。なお、原史料の記載のあるものは、直接原文またはその複製物(コピーやマイクロフィシユ、フィルムなど)にあたって検討したことを示す。
- (7) リューサックは当地の発音ではルーサックである。
- (8) 『ライデン・ガゼット』の原本は、パリ第一大学「フランス革命史講座」の図書室所蔵のものを参照した。なお『ライデン・ガゼット』については、J・ホプキンによる一連の詳しい研究がある。本節も、この研究に負うところが大きい。Cf. J. Popkin, *Press and Politics in Pre-Revolutionary France*, 1987. 以後“Press and Politics”と略す。Id., *News and Politics in the Age of Revolution*, 1989. 以後“News and Politics”と略す。その他、Cf. J. Sgard, *Dictionnaire des Journaux 1600—1789*, 1991, tome 1, pp. 468—469.
- (9) J. Popkin, “News and Politics”, pp. 8—9.
- (10) *Ibid.*, p. 10.
- (11) *Ibid.*, p. 11.
- (12) *Ibid.*, p. 13.
- (13) J. Swann, *op. cit.*, p. 71.
- (14) J. Popkin, “News and Politics”, p. 14. Cf. C. Joynes, *The Gazette de Leyde : The opposition Press and French Politics, 1750—1757*, J. Popkin, “Press and Politics”, pp. 133—169.
- (15) *Ibid.*, p. 13.
- (16) C. Joynes, p. 169.
- (17) P. Rétat, *L'attente de Damiens*, 1979, p. 88.
- (18) 参照。拙稿「『外国紙とガゼット』」四五一—四六頁。
- (19) B. Harris, *Politics and the Rise of the Press Britain and France, 1620—1800*, 1996, p. 66.
- (20) J. Popkin, *Revolutionary News The Press in France 1789—1799*, 1990, pp. 20—23. 以後“Revolutionary News”と略す。

- (21) J. Censer, "Maupéou", p. 293.
- (22) *Ibid.*, p. 294.
- (23) J. Popkin, "News and Politics", p. 140.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, p. 88.
- (26) J. Censer, "Maupéou", p. 294, *Id.*, "French Press", p. 171.
- (27) J. Popkin, "News and Politics", p. 140.
- (28) *Ibid.*
- (29) A. A. E., *Corr. pol., Hollande*, v. 524, f. 179—80.
- (30) J. Popkin, "News and politics", p. 12, *Id.*, "Press and Politics", p. 79.  
オランダの愛国党革命については次の研究を参照。M. Jacob, *The Dutch Republic in the Eighteenth Century*, 1992.
- (31) J. Censer, "Maupéou", p. 296.
- (32) J. Popkin, "Press and Politics", p. 89. 例えば、スウェーデンのグスタフ三世が、一七七二年に国内の貴族を攻撃したニュースなどが詳しく報じられている。
- (33) 『ライデン・ガゼット』のフランス国内における購読者数は、リユーザックとフランスの購読者との手紙から次のように推測されている。一七五〇年代（四〇〇）一七六七年（二八七）一七七三年（三〇〇）一七七八年（二五六〇）一七八三年（一四九〇）一七八五年（四二〇〇）。
- (34) J. Censer, "French Press", p. 168.
- (35) 『婦人雑誌』については、次の研究を参照。N. Gelbart, *The Journal des Dames and its Female Editors : Politics, Censorship, and Feminism in the Old Regime Press.*, J. Popkin, "Press and Politics", pp. 24—74., S. Van Dijk, *Traces de femmes présence féminine dans le journalisme français du XVIIIe siècle*, 1988.
- (36) J. Sgard, *op. cit.*, tome 2, p. 637.
- (37) N. Gelbart, *op. cit.*, p. 29. 一八世紀において女性ジャーナリストは極めて希な存在である。一説によれば、その最も古い例としては、一七二〇年の『スペクタリス』*Spectatrice*の編集者が女性であったと言われている。
- (38) *Ibid.*, p. 46.
- (39) *Ibid.*, p. 53. その後、『婦人雑誌』は三人目の女性編集長フランザン・Pim-zen が引き継いだ。
- (40) L. Trénard, *La presse française des origines à 1788.*, C. Bellanger et als., *Histoire générale de la presse française*, 1969, tome 1., G. Feyel, *L'annonce et la nouvelle. La presse d'information et son évolution sous l'ancien régime (1630—1788)*, 1992., J. Sgard, *op. cit.*, pp. 443—449. なお、フェイエル氏の研究はパリ第一大学に提出された国家博士論文であり、また筆者は本稿に関わる研究指導をフェイエル氏から直接受けた。ここに記して謝意を表したい。
- (41) J. Sgard, *op. cit.*, p. 259.
- (42) L. Trénard, *op. cit.*, p. 194., G. Feyel, *op. cit.*, p. 849.
- (43) *Ibid.*
- (44) N. Gelbart, *op. cit.*, pp. 44—45.
- (45) G. Feyel, *op. cit.*, p. 849.
- (46) A. A. E., *Affaires diverses politiques*, marge 9, no. 214, fol. 23—25.
- (47) L. Trénard, *op. cit.*, p. 194.

- (48) A. A. E., *Affaires diverses politiques*, marge 9, no. 214, fol. 26-27.
- (49) L. Trénard, *op. cit.*, p. 195.
- (50) A. A. E., *Mémoires et documents France*, 1377, fol. 9-14.
- (51) *Ibid.*, *Affaires diverses politiques*, marge 9, no. 214, fol. 31-37.
- (52) J.-P. Samoyault, *Les Bureaux du Secrétariat d'État des Affaires Étrangères sous Louis XV*, 1971, p. 271.
- (53) A. A. E., *Affaires diverses politiques*, marge 9, no. 214, fol. 28. A fontainebleau, le 10 novembre 1771. 領事はフランスの利害を守るため、外国の主要な港、都市に置かれた。例えば、イタリアのリヴォルノ、ジェノヴァ、ローマ、ナポリやバルセロナ、ダンツィヒ、ストックホルムなどである。Cf. M. Marion, *Dictionnaire des Institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, 1979, p. 140.
- (54) L. Trénard, *op. cit.*, p. 196, J.-P. Samoyault, *op. cit.*, p. 126.
- (55) *Ibid.*
- (56) *Ibid.*, p. 197, G. Feyel, *op. cit.*, p. 861.
- (57) *Ibid.*
- (58) 『ガゼット・ド・フランス』の現物史料については、「マザラン図書館」(閲覧のみ可、コピー不可)、「フランス国立図書館」所蔵のものを利用した。
- (59) 同右
- (60) 同右
- (61) 『文芸通信』は、一七五三年にグリムによってパリで創刊された文芸誌であり、百科全書派、フィロゾフの思想を広く伝えた。グリム自身は一七七三年に身を引いたが、その後継者のH・マイスターによって一七九〇年まで刊行された。
- (62) E. Hain, *Histoire politique et littéraire de la presse en France*, 1859, tome 1, p. 159.
- (63) *Ibid.*, p. 160.
- (64) L. Trénard, *op. cit.*, p. 195.
- (65) G. Feyel, *op. cit.*, p. 865.
- (66) 一七七一年末に『ガゼット補遺』*Supplément à la Gazette de France* プー攻撃の新聞が秘かに発行され、当初好評を博して『ガゼット』の購読を阻害した。
- (67) 『ガゼット』の経済面については詳しいことはわからない。一二〇〇名の購読者を新たに獲得したとも言われているが(G・フェイエル)この時期の購読数はわからない。急激に増加するのは、アメリカ戦争期に入ってからで一七八一年に二万二〇〇〇になる。
- (68) L. Trénard, *op. cit.*, p. 198.
- (69) A. A. E., *Mémoires et documents France*, 1377, fol. 9-14.
- (70) 『健康のガゼット』は医学雑誌であり、一七七三年に創刊され一七八九年まで続いた。J. Sgard, *op. cit.*, p. 544-547. 『文芸ガゼット』は『Gazette littéraire de l'Europe』のことを指しているものと思われる。これは一七六四年にアルノーやシュアールによって創刊された文芸誌であるが、六六年にパリで中止された後、アムステルダムで八四年まで継続的に発行されている。
- (71) 『ジュルナル・デ・サヴァン』(『サヴァン誌』)については次を参照。R. Bim, *Le Journal des Savants sous l'ancien régime*, *Journal des Savants*, no. 1, 1965, pp. 15-29.

- (72) 参照、拙稿、「一八世紀フランスにおける地方新聞―『アフィシユ』研究―」、『歴史と社会』、鳥取大学教養部歴史と社会研究会、一九九〇年、二一七―二六八頁。
- (73) L. Ténard, *op. cit.*, p. 197. (E. Hain, *Bibliographie historique et critique de la presse périodique française*, 1866, p. 63.)
- (74) 拙稿、『外国紙とガゼット』、五七頁。
- (75) J. Sgard, *op. cit.*, p. 691.
- (76) パンクックについては以下を参照。拙稿、「C・ーJ・パンクックとフランス革命前夜の新聞・雑誌」、『金沢大学文学部論集 史学科篇』、第一三・一四号、一九九四年、五九―一二三頁。
- (77) *Minutier central des Archives nationales*, XCIV-440, A. A. E., *Affaires diverses politiques*, marge 9, no. 214, fol. 39.
- (78) B. Harris, *op. cit.*, p. 68.
- (79) ショフズールについては、以下を参照。A. Briert, *Le Duc de Choiseul*, 1986.
- (80) J. Censer, "Maupéou", p. 297.
- (81) *Ibid.*. センサーはこの問題について、「拡大する公共空間 *sphère publique* に直面した政府は、情報へのアクセスを禁ずるばかりではなく、より独創的に代替物を作り出した。「公衆の権力 *pouvoir du public*、世論 *opinion* を受け入れた」と主張している。

(なお、本稿は一九九六年度文部省「海外研究開発動向調査等に係る研究者派遣」による研究成果の一部である。)

第二附図「1772年1月1日において無料で配布されたガゼット・ド・フランスの状況」(外務省関係)

A. A. E., Affaires diverses politiques, marge 9, no. 214, fol. 31-37.

Ministres et Secretaires d'Etat

M. Le Duc d'Aiguillon	2
Le Duc de La Vallée	1
Le Chancelier	2
Le S. <sup>rs</sup> de Soubise	1
Le M. <sup>rs</sup> de Montguyard	1
des Rayons	1
Bedon	1
L'abbé Cerrey	1

avec 1. petite  
gros caractere

Bureaux des affaires étrangères

M. L'abbé de La Ville	6
Genard	6
Duval	4
Guyot	3
Toussaint	1
de Launay	1
Piffet	1
de Sion	1
Chenu	1
Levesque	1
des ambassadeurs, Ministres, Résidents et Consuls en pays étrangers	69
des Bureaux anciens	1
des Bureaux nouveaux	1

= 259

第一附図『マランの監督下におけるガゼット・ド・フランスの管理規定』(1771年10月30日)

A. A. E., Affaires diverses politiques, marge 9, no. 214, fol. 23-25.

30. Octobre 1771. 18 23

Règlement pour  
l'Administration de la Gazette de  
France sous la Direction du S.  
Marin.

Du 30. Octobre 1771.

Le Roy ayant bien voulu confier la  
composition et la Direction de la Gazette de France  
au S. Marin, à compter du premier Septembre  
dernier, et éant nécessaire de déterminer pour  
l'avenir les principes d'administration, et de  
maintenir de cette feuille, Nous avons  
en conséquence des ordres de Sa Majesté  
reglé et statué ce qui suit.

Article 1.<sup>er</sup>

Le Plan de Regie et de maintenance adopté  
sous les anciens Directeurs de la Gazette de

第三附図エギヨンの領事宛回状 (1771年11月10日)

A. A. E., Affaires diverses politiques, marge 9, no. 214, fol. 28.

A l'ontairebeau le 9. 1771. 28

20

La place que vous occupez, Monsieur, vous  
met à portée de recueillir des faits et des  
événemens qui méritent d'être connus. Le  
Roy ayant annulé le travail et la rédaction  
de la Gazette de France au Département des  
affaires étrangères, Sa Majesté m'a ordonné  
de m'occuper des moyens de la rendre plus  
intéressante, qu'elle ne l'a été jusqu'à présent, et  
de lui procurer la perfection dont elle est susceptible.  
Elle est entrée dans les derniers arrangements  
approuvés par Sa Majesté pour la composition  
de cet ouvrage, d'y employer le secours des  
lumières des Consuls qu'elle entretient dans  
les différentes Echelles, et de la connaissance  
qu'a chacun en particulier, des événemens et  
nouvelles du Pays qu'il habite. Le Roy  
m'a permis en conséquence d'établir avec vous,  
Monsieur, une correspondance directe sur cet  
objet, et de vous mander de la part, d'y  
donner l'attention et la suite qu'il exige; Et  
vous annonçant la volonté de Sa Majesté à cet  
égard, je vous demande en particulier de vouloir  
convenir avec moi, de ce qui vous concerne, au

第四附図『ガゼット・ド・フランス』(1773年6月21日号、通知)



AVERTISSEMENT.

Plusieurs personnes ont écrit à l'Auteur de la Gazette de France, pour savoir le temps précis de l'Abonnement, et si elles pourroient se procurer un Recueil de toutes les Gazettes où l'on a parlé des affaires de Pologne. Nous ayons donc écrit au Public, à cette occasion, qu'on jouiroit pour cette Feuille tous les mois de l'année; qu'on pourroit commencer l'Abonnement au temps que l'on veut; qu'on tiroit un grand nombre d'Exemplaires pour ceux qui, ayant interrompu leur Abonnement, desiroient le reprendre et compléter leur Recueil, ou pour les nouveaux souscripteurs qui demandoient les Feuilles précédentes; que les détailliers de Pologne nous ayent paru désirer acheter principalement le catalogue du Public, nous en avons tiré un plus grand nombre de Feuilles pour ceux qui voudroient connaître plus particulièrement les événemens remarquables qui ont occasionné une des résolutions les plus singulières de notre siècle; que les Gazettes parviennent, franches de port, dans toute l'étendue du Royaume, moyennant un liv par an, pour le petit cahier, et à six pour le gros; et que nous avons fait, avec les Directeurs des Postes étrangères, un arrangement, par lequel les autres Nations pourroient se procurer notre Paquet de lettres que de frais au-dessus de 11 liv.

De Russie, le 26 Mai 1773.

Nous avons dit que, dans l'Assemblée du 10 de ce mois, le Roi prononça un Discours pour s'opposer au projet de changer la Constitution de l'Etat, et que cette Harangue fit une forte impression sur tous les Membres de la Diète. Voici les expressions pathétiques dont Sa Majesté se servit.

« Malgré les foies que j'ai pris de développer aux  
« illustres Etats, les circonstances qui ont précédé les  
« événemens advenus & les motifs de mes desirs  
« démarches, on a osé me prêter, devant vous & en  
« ma présence, des vœux contraires & personnels,  
« & je me suis vu forcé de me justifier. J'ai dit de je  
« pece encore que les Puissances auxquelles nous  
« nous sommes adressés, loin de marquer la moindre  
« disposition à s'arrêter en notre faveur, ne s'empres-  
« sent pas même à nous proposer leurs bons offices, dans  
« la crainte, sans doute, qu'il ne fût point agréé.  
« Il en résulteroit pour nous la nécessité de le devoir de  
« demander aux Cours alliées leur consentement  
« pour l'intervention amicale des Puissances neutres  
« & garantes de nos Traités. Il a donc fallu faire  
« cette démarche, au risque d'éprouver encore ces  
« traits cruels, dont le défit de servir ma Patrie m'a  
« presque fait une habitude. C'est même que j'ai pré-  
« senté du malheur, n'ont pas cessé de les lancer  
« contre moi, dans le moment où tous mes vœux ne  
« tendoient qu'à parer les coups qui alloient tomber  
« sur eux. Cependant, forcé par la vérité, qu'ils

« Mémories de la Diète m'a donné la satisfaction de  
« m'adresser à vous, & de vous dire, dans ce discours  
« bête, que toutes les fois qu'il a dépendu de moi,  
« j'ai mieux aimé souffrir que d'opprimer les Citoyens.  
« La réponse des Cours à la résolution que nous leur  
« avons faite, prouve le péril qui nous menace &  
« l'effet violent de la force qui nous accable. Je ne  
« dois point flatter les Etats par des espérances fai-  
« voles; je ne connois ni ne cherche de gloire que  
« celle attachée aux devoirs qui me sont imposés. Le  
« fait d'être d'un héritage mal entendu ne l'empêche  
« m'obliger. L'hérédité celle d'être louable, dès  
« qu'il devient funeste à la Patrie. La présence d'un  
« plus grand danger s'écartera pas à mes yeux le Ham-  
« burg de la circonstance; il m'importe que nous gardé-  
« encore dans le choix du moindre des maux, entre lei-  
« quel on est contraint de choisir, l'ordre même qu'en  
« a perdu toute espérance. Dans cette extrémité, si je  
« m'opposois obstinément à la nomination des Com-  
« missaires Délégués qui doivent être autorisés à  
« signer l'acte doublement de la confirmation des Pro-  
« vices, je donnerois lieu au reproche qu'on cher-  
« cheroit une vaine gloire, par une résistance opiniâtre,  
« mais inutile, l'oppose la Patrie à des vœux  
« encore plus cruels. Je fais le sacrifice qui coûte le  
« plus à mon amour propre; je dévoue ma dou-  
« leur. Je ne suis point irrité par l'idée humiliante  
« pour ma gloire & si désespérée, qu'on dira dans  
« les siècles à venir: c'est pendant le vie de S. misse,  
« c'est sans son regne que les Provinces ont été traitées  
« ont été démembrés du Corps de la République. Nous  
« ne vous en rendrons, sans doute, la justice de per-  
« ser que ces malheurs n'ont point été par une faus-  
« Q 3

